

No.18

# 社教連会報

発行 社団法人 全国社会教育委員連合

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-3  
国立教育会館内 TEL 03-580-0608

臨教審への提案と意見

## 今後の社会教育の在り方についての意見

社団法人 全国社会教育委員連合 理事 佐々木 徹郎

### 1. 社会教育の任務

これからの社会教育の分野として重要なものは二つある。その一つは在学青少年にたいする学校以外の教育学習の場の提供である。第二は高齢者婦人を含めた一般の成人に対しても、高等学校以上の教育、すなわち、中等教育後の教育機会の提供である。

#### (1) 在学青少年に対する社会教育

在学青少年の教育についていえば、基本的に青少年の社会教育の位置付けを明確にする必要がある。今まで青少年教育の中心は学校であり、社会教育は、学校教育の補完的役割を果たすものとして位置付けられてきた。しかし、これからは、青少年の教育に関して、学校、社会教育、さらには、家庭や一般社会が、どのように、役割を夫々分担するかという観点に立たなければならぬ。公的的社会教育は、学校の教育課程にとらわれない、自主的、創造的、グループでの学習活動の場、地域の社会活動に参加し、地域の向上に貢献出来る場を提供するという機能を

重視すべきものである。この場合、とくに必要なことは、社会教育と学校や地域社会との密接な連携である。

#### (2) 一般成人に対する教育学習の場の提供

社会教育は、大学などの高等教育機関、専修学校や各種学校、民間の各種のカルチャーセンターなどとなると、中等教育以後の教育においてますます重要な役割を担当しなければならない。このなかで個人であるいはグループで学習活動を行なうための施設として、図書館、博物館などの専門的社会教育施設や文化施設の拡充、設備の近代化が必要である。

また中等以後の教育については、各々の教育や学習組織は互いに連係しながら機能分担をしなければならないが、公的的社会教育において展開される教育学習活動の重点は、学習の指導者養成や、地域の連帯を発展させたり住民の共通の課題を解決する為の学習、また社会的に恵まれない立場にある人々への学習の機会提供などにおかれるべきではないかと思われる。

### 2. 社会教育と学校の相互乗り入れ

#### (1) 高等学校までの学校

従来から行なわれて来た学校施設の社会教育への利用を一層促進するため、社会教育活動にも利用できるよう、学校の建築基準の弾力化をはかるなどの施策が望まれる。また、学校の学習活動において、社会教育施設を利用したり、地域の生活課題解決の問題を取り上げることを促進し、また特に小学校や中学校などの学校や社会教育機関などの教育学習施設の有機的結びつきを計り、青少年から成人を網羅した日常生活の場での教育体制、地域教育体系の組織化を提案したい。

#### (2) 大学教育の開放

中等教育以後の教育において、重要な役割を果たす大学は、学問研究の成果にもとづく高度な内容の知識や情報を単に正規の学生に教授するだけではなく、一般社会にも提供すべき責任がある。大学は一般成人のため大学開放活動を活発にし、資格や単位の授与もでき

るような体制をとることが望まれる。既に、地方自治体が大学と協力して、社会教育において大きな成果を挙げている例があるが、大学開放はこれから

の成人教育の柱のひとつにならなければならぬ。

広域範囲のサービスを目的とする放送大学とならんで、地域での研究成果を地域住民にも提供することができるよう、地方の大学の開放が強く要望される。

### 3. 公民館を中心とした地域社会教育体制の確立

住民の連帯感をそだて、よりよい地域社会の形成に参加させることは、今までにも増して重要となってきているが、そのためにも、日常生活の場での学習活動の発展を計ることが大切である。このために、公民館を中心とする。このために、公民館を中心とした、地域社会教育体制の確立を提案する。

学校区にならない、地域の学校や社会教育施設などを網羅した社会教育区（仮称）を設定し、その中核に公民館をおく。この中核公民館は、従来のように講座開設、集会の場の提供の機能の他に、他の社会教育施設や学校、福祉事務所や保健所などの住民サービス組織、報や生活情報の提供など、巾の広いいから多様な要求をもつ乳児から高齢者

に至るまでの地域住民の学習や社会活動のセンターとすべきである。

### 4. 社会教育指導体制の確立

#### (1) 社会教育委員

昭和24年に社会教育法が施行になり社会教育委員制度が設けられたが、これは、先進諸国にもあまり例のない、優れた制度である。ところが、社会教育委員は必ず置かれて、つい四、五年前まで、社会教育委員を置かない町村もあった。また、たとえ社会教育委員制度を設けたとして、

その活用状況は貧弱である。会合も少なく、社会教育について諮問をしたり、社会教育計画の策定を依頼する市町村はすくない。これは社会教育委員制度についての市町村の理解の不足と社会教育委員の独任制から由来するとと思われる。社会教育の主体はあくまでも住民があるので、社会教育委員を必置制にしたり独任制を合議制に改めたりすれば、社会教育委員制度を強化することが必要である。

#### (2) 社会教育関係職員

教育関係の専門職員としての社会教育主事の地位や身分の位置付けが、未だに不十分である。さらに、社会教育主事の資格取得のための教育組織が不足している。また資格取得後の研修体制が極めて不十分であるので、その資格基準を教員のみに引き上げること、

その活用状況は貧弱である。会合も少なく、社会教育について諮問をしたり、社会教育計画の策定を依頼する市町村はすくない。これは社会教育委員制度についての市町村の理解の不足と社会教育委員の独任制から由来するとと思われる。社会教育の主体はあくまでも住民なので、社会教育委員を必置制にしたり独任制を合議制に改めたりすれば、社会教育委員制度を強化することが必要である。

社会教育主事、学芸員、司書など、社会教育専門職員養成体制の一段の発展を望みたい。この為に大学や大学院を整備して、社会教育関係職員の養成、資格取得や再教育の体制を充実することと、教員に社会教育関係職員資格取得を奨励すること、また社会教育関係職員と教育との人事交流を促進することなどが必要である。

## 社会教育指導者の整備拡充を要望

財団法人 全日本社会教育連合会 理事長

長谷川 和夫

### 社会教育主事の役割

昭和34年の社会教育改正法によつて市町村教育委員会も社会教育主事を設置することを義務づけられているにもかかわらず現在まで社会教育主事を設置していない市町村教育委員会は五六四のばかり全国の教育委員会三、三三五の六分の一を上回っている。

教育委員会には専任社会教育主事は何人配置されているか

社会教育主事には、社会教育に関する高度の専門的な知識と技術が必要である。特に市町村の社会教育主事は住民の自発的な学習を助成し、その地域における社会教育活動を推進するための世話役であるから住民の学習の協力者として重要な役割を果たしてきてい

都道府県	市(区)	教育委員会数	社教主事数	一教委当り人数
二、〇六四	六〇四	四七	六六五人	一四・一人
二、一七七人	一・八人	一・一八人	一・八四人	一・一七七人

### 社会教育主事未設置教育委員会が五六四ある

## 公民館主事の役割

公民館は基本的には日常生活圏内の

住民を対象とする社会教育施設である  
から地域の実情に即して住民への情報  
資料の提示、相談事業の実施等住民の

## 専任公民館主事の設置数と公民館

館 数	計		
	市(区)	町	村
一七、二二二館	七、二八五館	七、九三八館	一、九七一館
一二、三八三	四、七三三	六、〇二八	一、六〇〇
三、三一六	一、七三八	一、二九三	二八一
八九四	五〇〇	三三八	五六
三三〇	一五九	一四六	二五
一四六	六六	七四	六
六人以上	七一	四一	二
十一人以上	五	二五	○
六人以上	一	二	○
十人以上	○	○	○
九人以上	○	○	○
八人以上	○	○	○
七人以上	○	○	○
六人以上	○	○	○
五人以上	○	○	○
四人以上	○	○	○
三人以上	○	○	○
二人以上	○	○	○
一人以上	○	○	○

## 公民館主事未設置の公民館が多い

公民館の総数は全国で一七、二二二館で、そのうち公民館主事が全く未設置の公民館が一二、三八三館、すなわ

ち七一・九%である。  
公民館主事の配置

公民館主事の総数は七、六〇八人、一館当たり平均〇・四四人という低率である。

館 数	計		
	市(区)	町	村
一七、二三三	七、二八五	七、九三八	一、九七一
七、六〇八人	四、〇三八人	三、〇四二人	一、〇〇八人
〇・四四人	〇・五五人	〇・三八人	〇・二六人
〇・四四人	〇・五五人	〇・三八人	一・〇〇八人
七、二三三	七、二八五	七、九三八	一、九七一
四、〇三八人	三、〇四二人	五〇八人	二八人
〇・五五人	〇・三八人	〇・二六人	一・〇〇八人

## 社会教育主事の拡充

社会教育主事は社会教育法第九条二によつて都道府県および市町村教育委員会の事務局に置くことが義務づけられている。しかもその附則と施行令によつて現在は人口一万未満の市町村については設置の猶予が認められている。

(1) 社会教育法第九条二の附則「人

口一万未満の市町村に認めていいる。

ためには次の課題を検討する必要がある。

また、人口一万以上の市町村については人口規模に応じた数の設置が要望されている。社会教育主事の拡充をはかるためには次の課題を検討する必要がある。

（1）社会教育法第九条二の附則「人

口一万未満の市町村に認めていいる。

ためには次の課題を検討する必要がある。

（2）社会教育主事講習ならびに大学における単位履修による養成の強化。

（3）社会教育主事未設置の市町村の解消。

（4）社会教育主事講習ならびに大学における単位履修による養成の強化。

（5）派遣社会教育主事制度の確立。

多様な要求に対しても公民館主事はそのから地域の実情に即して住民への情報中核的な役割を果たすことが望まれる。職務内容を明確にする。館長とともに主事を義務設置し、新設して館長ならびに主事の任用資格を明確にする。

臨教審への提案と意見についてここに掲げた「今後の社会教育の在り方についての意見」、「社会教育指導者の整備拡充を要望」、「社会教育の推進に関する提言」の三編の提言と意見は、臨教審へ提出した提案の要旨を参考までに掲載したものです。

臨教審岡本会長より、審議会の教育改革についての審議に資するため、関係団体からできる限り具体的な提案を意見等をお聴かせ願いたいとの依頼が前記の三団体に対してありました。意見聴取は去る三月六日㈫に総理府講堂において臨教審委員、同専門委員会前にそれぞれ発表いたしました。

なお、社教連の発表者の佐々木徹郎理事は宮城県社会教育委員連絡協議会長、東北大學教授であります。他の二団体も社教連とは密接な関係にあり、こんどの社会教育活動を進めていくうえに参考になると考えて、あえて掲載した次第です。

（事務局）

# 社会教育の推進に関する提言

社会教育団体振興協議会 幹事 宮永次雄

## 1. 提言者の立場

- ◆ 「社会教育団体振興協議会」を構成している団体は、現在四七に及んでいます。それぞれの活動内容は多岐にわたっていますし、団体の規模も大小さまざまです。
- ◆ 共通していることは① 総べての団体がそれぞれの力に応じて努力を重ねている民間団体であること。
- ② ほとんどの団体が積極的な事業推進に堪える足腰の強さを欠いています。
- ◆ このような団体の連合ともいべき振興協議会に共通する課題は何か。そんな立場から次の提言をさせていただきます。

## 2. 第一の提言は「社会教育の土壤を培う」とあります。

- ◆ 教育の近代化を進めてきた明治教育以来一〇〇年の課題は、総べてを学校教育にゆだねすぎて来たことにあらざります。車の車輪にもいたどえらざる学校教育と社会教育、その中の重要なひとつが、あまりにも軽く扱われてきた事実です。社会教育を推進するための施策は、学校教育のそれにくらべて、まこと立ちはれていると言わざるを得ません。

- ◆ 「生涯教育」の考え方を強く提唱されている今日、教育行政の立場からもっと力をつくして本格的に社会教育の土壤を培うことに力を指向しないかねばなりません。土壤を培うといふことは社会教育実践のための条件を整備することです。

- ◆ 社会教育の土壤を培うための重要な具体的な施策は

### (1) 社会教育実践の「場」を整備すること

- ◆ 言葉を代えれば「社会教育施設の充実」であります。公民館や図書館、博物館、その他青少年、婦人等を対象とした多彩な学習実践のための近代的施設を全国的に完備して欲しいということです。やっと緒についたことはいえ、まだ行政として、この「場」の整備充実には一段と本格的な精力の注入が望まれてなりません。

### (2) 社会教育指導者の育成強化に積極的な施策を講ずること

- ◆ いわば「人」の問題です。「場」の問題と共に「人」の問題についても本格的な施策を希求したいと思ひます。よき相談相手となり、リーダーとなる指導者の存在が、あらゆる社会教育の大切な源泉になるからです。学校教育における教師の存在が不可欠なよう社会教育における社会教育の硬直化を防ぎ、教育の弾力化、自

- 主事や公民館主事さらに学芸員や司書等の専門職員とともに、学習者の需要に応えるリーダーや相談員の果たす役割はまさに大きいのであります。

- ◆ この指導者の育成と配置は、条件整備の重要な要素として、どうしても行政の措置に期待せざるを得ません。むしろこの種の事業推進に対する抜本的な施策が樹立されて然るべきだと考えます。

### 3. 第二の提言は「民間の活力」を積極的に伸長させることです。

- ◆ 多岐にわたる社会教育関係の活動を通観すると、色濃く行政が関わった事業とそうでないものがあります。学校の義務教育などとは違つて、社会教育の分野ではむしろ民間の自主的な活動にゆだねることが効果的な場合も少なくありません。行政は後から静かに応援しながら事業を進める

### 4. 第三の提言として「社会教育振興財団(仮称)」の設立を希望いたします。

- ◆ この財団は「民間の活力を積極的に伸張させる」ためのものです。従つて財団の設立には、行政と共に民間の企業その他に財源を求め、その運用は民間にゆだねられるものにすべきだと思います。
- ◆ 従つて財団の設立には、行政と共に民間の企業その他に財源を求め、その運用は民間にゆだねられるものにすべきだと思います。
- ◆ そして民間の社会教育団体の自由な活動を促進することとし、今後の健全な社会教育の伸長を期するものとします。
- ◆ いうまでもなく教育はひとりひとりの能力開発を目指すとともに、民族の持つ文化創造の力と道徳的エネルギーを、その根源において培うものがあります。そのための事業活動を一体となって推進する確固たる「財團」の設立を心から希求いたします。

由化を促進することになると信じます。  
◆ とはいえ、民間の社会教育団体の多くは、財政基盤も弱く、重要な社会教育事業の遂行に支障をきたしているのが実態です。  
◆ 従来国から「事業補助」のための経費が支出されているのもそのためですが、最近の厳しい財政事情で漸減の方向にあるのは誠に遺憾といわざるを得ません。むしろこの種の事業推進に対する抜本的な施策が樹立されて然るべきだと考えます。

◆ その具体策として次の第三の提言を挙げたいと思います。  
◆ とはいえ、民間の社会教育団体の多くは、財政基盤も弱く、重要な社会教育事業の遂行に支障をきたしているのが実態です。  
◆ 従来国から「事業補助」のための経費が支出されているのもそのためですが、最近の厳しい財政事情で漸減の方向にあるのは誠に遺憾といわざるを得ません。むしろこの種の事業推進に対する抜本的な施策が樹立されて然るべきだと考えます。

## 第27回（昭和60年度）

# 全国社会教育研究大会開催要項

### ◆趣旨

全国の社会教育委員をはじめ、社会教育行政の担当者及び社会教育関係諸団体の会員等が一堂に会し、各地域における社会教育活動の状況や研究の成果を交流し合い、生涯教育の観点について社会教育の課題の解決をめざし、研究協議する。

### ◆研究主題

21世紀へ向けての社会教育のあり方を考える

〔金〕  
◆主会場  
長崎市公会堂  
◆主催  
社団法人 全国社会教育委員連合、九州ブロック社会教育委員連絡協議会、長崎県社会教育委員連絡協議会、長崎県教育委員会、長崎市教育委員会

## 地区研究大会へ参加しよう

### ★北海道地区研究大会

期日 9月5日(木)・6日(金)

会場 七飯町字大沼町

研究主題 生涯教育の観点に立って、社会教育の今日的課題に対処する

研修主題 生涯教育の観点に立って、社会教育の推進と社会教育委員の果たすべき役割を考える。

◆参加者  
都道府県、指定都市、市町村社会教育委員並びに教育委員、教育長、社会教育行政担当職員、社会教育関係施設職員、社会教育関係団体会員

等を実施する。

〔金〕  
◆主会場  
長崎市公会堂  
◆主催  
社団法人 全国社会教育委員連合、長崎県社会教育委員連絡協議会、長崎県教育委員会、長崎市教育委員会

会場 盛岡市中央公民館

研究主題 生涯教育の観点に立って、社会教育の今日的課題に対処する

研修主題 生涯教育の観点に立って、社会教育の推進と社会教育委員の果たすべき役割を考える。

◆参加者  
分科会1～6、シンポジウム、講演、懇親会等を実施する。

〔金〕  
◆主会場  
東北地区研究大会  
◆主催  
東北地区研究大会

会場 岩手県民会館他  
研究主題 生涯学習の観点に立って、住民の自己教育力の育成をはかる

研修主題 生涯教育の観点に立って、社会教育の今日的課題に対処する

◆参加者  
分科会1～4、シンポジウム、講演、懇親会等を実施する。

〔金〕  
◆主会場  
千葉県鴨川市鴨川グランドホ

研究主題 高齢化社会における生涯教育のあり方と社会教育委員の果たすべき役割について考える。

研修主題 高齢化社会における生涯教育のあり方と社会教育委員の果たすべき役割について考える。

◆参加者  
元（東京大学名誉教授）、パネルディスカッション、映画上映等を実施する。

### ◆分科会と分科会主題

### 第1分科会 青少年教育◎地域における青少年活動の活発化の方策を考える。

第2分科会 婦人教育◎婦人教育の拡充と地域活動の方策を考える。

第3分科会 成人教育◎地域課題の解決を目指す成人教育の方策を考える。

第4分科会 高齢者教育◎高齢者の生きがいを高める活動の方策を考える。

第5分科会 家庭教育◎これからの家庭教育の充実のための方策を考える。

第6分科会 障害者教育◎障害者に対する支援の充実の方策を考える。

第7分科会 同和教育◎人権を尊重する社会同和教育の方策を考える。

第8分科会 地域文化活動◎地域に根ざす文化の継承と創造の方策を考える。

第9分科会 施設活動◎生涯学習の拠点・施設づくりの方策を考える。

第10分科会 社会教育行政◎生涯教育を推進する社会教育行政の体制の整備についての方策を考える。

★近畿地区研究大会  
会場 奈良県文化会館  
研究主題 生涯教育の観点に立って、社会教育の今日的課題と社会教育委員の任務と役割について考える。

★中国・四国地区研究大会  
会場 島根県民会館他  
研究主題 生涯学習の観点に立って、社会教育のあり方を考える。

分科会1～5、記念講演等を実施。

分科会1～4、記念講演、講師中村元（東京大学名誉教授）、パネルディスカッション、映画上映等を実施する。

〔金〕  
◆主会場  
東北地区研究大会  
◆主催  
東北地区研究大会

教育のあり方と社会教育委員の果たすべき役割について考える。  
分科会1～5、基調講演、パネル討議等が行なわれる。

★東海北陸地区研究大会

期日 9月26日(木)～27日(金)

会場 三重県桑名郡長島町 グラン

研究主題 生涯学習の時代に応え、地域に根ざす社会教育の在り方を考える。

分科会1～6、表彰式、記念講演、表彰式、アトラクション等を実施。

分科会1～5、記念講演等を実施。

分科会1～4、記念講演、講師中村

元（東京大学名誉教授）、パネル

ディスカッション、映画上映等を実施する。

北  
から

南  
から

北海道社連協の活動概要

明明年は創立30周年を迎えることになりますが、現在、道内二一二の全市町村が加盟、三千名を超える会員数となり、年毎に事業内容も充実され、活発な活動を展開しつつあります。

本年度の主な事業は次のようになつておりますが、多くの成果をあげ得るようその推進に全力をつくしていきたくと思っております。

## 2. 各種会議

(1) 総会（60年5月10日）  
理事会（定例 年4回）

(2) 各社会教育団体との協議会  
北海道教育委員会との懇話会

## 3. 社会教育振興対策事項

(1) 全国社教連、全国公民館連合会  
同振興市町村長連盟との連携  
○国庫補助金増額運動実施

(2) 北海道教育委員会並びに各市町村教育委員会に対する要請  
○第4回全道市町村社会教育委員長等研究協議会並びに第39回全

全道の社会教育委員の連携をばかり  
社会教育の振興発展に寄与することを  
目的に、昭和31年9月に社会教育関係  
の18団体加盟のもとに本会が創立され  
ました。

道社会教育研修大会（兼、全国  
社教連北海道ブロック大会）開  
催についての協力要請

## 新潟県一県社連の活動状況と今後の方向

**新潟県社会教育委員連絡協議会**は、昭和三八年に発足した。以来、社会教育委員相互の連絡提携を緊密に行い、

社会教育の発展に寄与することを活動

### 今後の方向

今後の方向

の役割意識は年々高まり、研修会の協議のときなどには、熱気ある発言も多くの出されている。しかし、全県規模の研究大会（青少年教育研究会、県市町村社会教育委員研究大会）への参加者は、全市町村に及んでいない現状である。

道社会教育研修大会（兼、全国社教連北海道ブロック大会）開催についての協力要請

○全道大会決議事項実現についての協力要請

○道費補助金の増額要請

○道立社会教育総合センターの早期建設についての要請

○各研修大会への積極的参加要請

**組織強化事項**

○各管内社連協の充実強化についての協力要請

例定数より少ないと  
県の社会教育委員会  
委員で合計九七七人である。  
昭和五九年度は、生涯教育の観点に  
立った社会教育の推進に果たす社会教  
育委員の役割について研修等を進め  
ため、次の事業を実施してきた。

の研修の積み上げが必要となる。このため、市町村における委員会それぞれの実践の積み上げが基本となることから、市町村段階での取組みを一層強めることが大切である。

本年度の主な事業は次のようになりますが、多くの成果をあげ得るようその推進に全力をつくしていきた  
いと思つております。

(3) 広報活動

- 機関紙発行（年3回）
- 社会教育資料発行

(1) 研修事項  
全道市町村社会教育委員長等研究協議会開催

四	一 常任理事会	二回（うち一回は代表者会に変更）
	二 評議員会	一回（議決機関）
	三 第四回青少年教育研究会（社会教育委員の職務の一つである特定事項に関する研究会）	一泊二日
	四 第二〇回県市町村社会教育委員研	

別社会教育委員研究集会の内容の充実と参加者の拡大が必要である。  
更に全県規模の研究大会（前述の「事業」）の研修内容の充実と参加者の拡大について検討を加える必要がある。  
最近の厳しい財政事情は、社会教育委員の研修活動に影響を与えていた。したがって、各方面への協力を働き

## 2. 1) 社会教育振興対策事項

全国社教連、全国公民館連合会

(2) ○ 国庫補助金増額運動実施  
北海道教育委員会並びに各市町  
同振興市町村長連盟との連携

○第4回全道市町村社会教育委員会  
長等研究協議会並びに第39回全  
村教育委員会に対する要請

(5) 各管内社連研修会開催  
全国社会教育研修大会参加促進  
この外、表彰事項及び社会教育諸団体との連携事項については省略します。

七 地区別研究集会（上越地区、中越地区、下越地区、佐渡地区）研修等の事業を通して社会教育委員

大東新北  
卷之二



## 愛媛県市町村社教連の主な事業と課題

### 一 組織等

愛媛県市町村社会教育委員連絡協議会は、社会教育法の趣旨をふまえ、市町村の社会教育委員相互の協調を図り、社会教育諸問題の研究を推進し、もつて社会教育の振興に寄与することを目的として昭和五一年八月に結成された。

現在、県内の一二市、四四町、一四村の社会教育委員八四九名によって組織されている。

本会の代表者会は、各市及び各郡社会教育委員の代表者二三名をもつて構成し、役員の選任（会長等）、事業計画、予算の決定並びに決算の承認等を行はほか、次の事業を行うこととしている。

#### (一) 社会教育に関する相互の連絡

(二) 社会教育振興のため必要な調査研究

(三) 社会教育委員の資質向上のための研修会・講習会

(四) その他、目的達成のために必要な事業

### 二 昭和五九年度主要事業

#### (一) 社会教育委員ハンドブックの作成

毎年、市町村ごとの委員定数・現

数・氏名・報酬・公民館運営審議会

委員との併任状況・任期・会議の開催回数・事業計画等を調査し、概要

をまとめて全社会教育委員に配布。

### 二 社会教育資料の配布

## 佐賀県社教委連の現状と課題

遂行上必要とされる事項を取り上げて他の、県全体の研修の機会が少ない事を補完する意味から、県公民館研究大会への積極的な参加を呼びかけている。

佐賀県社会教育委員連絡協議会は、

会と五地区社教委連との資料及び

情報の交換を含めた連絡を一層密に

して組織の活性化を図る。

○ 全国大会の分科会速報・大会宣言等を各市町村教育委員会へ配布。

○ 全社連発行「社教情報」を県社教連で購入し、全市町村へ配布。

昭和四六年一月に組織され、昭和五

年一度の委員は五三五名である。

○ 「市町村における社会教育連合会発

行」を第七回中国四国地区社会教

育研究大会参加者全員に配布。

昭和五九年六月八・九日の両日、

中国・四国各県の社会教育関係者五

六〇名の参加を得て実施。

○ 「今後の課題と取り組み

○ 生涯学習の時代を迎へ、社会教育

委員の役割がますます重要になって

いる今日、社会教育委員の役割や活

動状況について情報交換をする。

○ 「国連婦人の一〇〇年」を迎へ、地

方行政の各種審議会・委員会等へ婦

人の積極的登用が期待されていると

き、さらに婦人社会教育委員の登用

を推進する。

○ 第七回中国四国地区愛媛大会の成

果をふまえ、県の生涯教育の推進と

連携して市町村における生涯教育の

推進体制の確立に努める。

○ 全国・ブロック大会に参加する委

員が少ないので、市郡社教連の活動の

発化を図るために、大会等研修の機会と場拡充及びその参加を促進する。

とも講演会・研究発表・実践交流・先進地研修等社会教育委員としての職務

## 新編 社会教育委員必携

現代の社会教育における社会教育委員の意義と役割を解説。  
最新の指定統計により内容を改訂。

(財) 全日本社会教育連合会刊  
価八〇〇円 〒二五〇円

(社) 全国社会教育委員連合編

# 市町村社会教育委員設置状況一覧

B5判・125頁・定価1200円・ $\text{〒}250$ 円

各市町村の社会教育委員の定数、1号・2号・3号委員の比率、年間の会議開催会数、報酬の額および支給の方法等を詳細に調査したもので、市町村教育委員会が委員の委嘱・運営の参考に1冊はぜひ具えてほしい好資料

(財) 全日本社会教育連合会

(購入申込先)  $\text{〒}100$  東京都千代田区霞が関3-2-3 国立教育会館内  
 $\text{TEL}$  03-580-0608 郵便振替 東京-178735

## 第11回欧洲社会教育視察団のご案内

期日：昭和60年10月22日(火)～11月4日(月) 14日間

費用： $\text{¥}630,000$ -(お一人あたり)

日程：ロンドン(英国)・ウィーン(オーストリア)・ミュンヘン(西ドイツ)・チューリッヒ(スイス)・パリ(フランス)の5か国

訪問予定先：成人教育学校、スポーツセンター、健康公園、青少年余暇センター、子供の村、青年の家、等

お問い合わせ先・ご案内パンフレット希望の方は、(社)全国社会教育委員連合へご連絡下さい。 $\text{〒}100$  千代田区霞ヶ関3-2-3 国立教育会館内

Tel: 03-580-0608

## ◆雑誌 社会教育 定期購読のお薦め

☆雑誌「社会教育」は誌歴40年を持つ社会教育専門月刊誌です。毎号、今日的重要課題を特集、研究論文、事例、最新の情報を満載。社会教育委員活動を行う際の伴侶として、ご購読をお薦めします。

### 特集項目 昭和60年

(項目は変更される事もあります)

1月 市町村の生涯教育	6月 生涯学習に対応する公民館
2月 地域の文化を育てる	7月 学社連携を考える
3月 成人教育事業の開発	8月 少年教室
4月 国際青年年	9月 高齢者の学習課題
※5月 戦後社会教育40年	※10月 生涯学習とプログラム

定価 普通号450円 $\text{〒}50$  ※は増大号880円 $\text{〒}65$  ご注文は本会又は書店へ

...キ リ ト ル...

・昭和 年 月号より

・住所 $\text{〒}$ A. 一年分(6,890円) 送料共  
B. 半年分(3,445円)・氏名 

・代金は 月 日に下記へ支払います。

・T E L

ア. 富士銀行虎の門支店 当座 4977  
イ. 郵便振替 東京0-178735  
ウ. 現金書留以上のとおり「社会教育」購読を  
申込みます。

・申込月日 昭和 年 月 日

 $\text{〒}100$  東京都千代田区霞が関3-2-3 国立教育会館内 (財)全日本社会教育連合会 御中